

暴力団を排除しよう！

## 「伊予市暴力団排除条例」施行

近年の暴力団は、覚せい剤の密売、恐喝、賭博などの従来の資金獲得犯罪に加え、企業活動や正当な商行為を装った、巧妙な資金獲得活動を活性化させています。

愛媛県の暴力団は、組織数約50団体、構成員・準構成員の合計勢力数は約900人(平成23年1月1日現在)。

「伊予市暴力団排除条例」は、これら暴力団の排除を推進し、市民が安心して安全に暮らせる社会を作り、

伊予市の社会経済が健全に発展できるようにするため、9月28日に制定・施行されました。

暴力団を一掃するためには、警察だけではなく、市民や事業者が一体となって、社会全体として排除活動を推進することが必要です。

■問い合わせ 条例に関すること  
：総務課(内線508)、取り締まりに関すること：伊予警察署(☎98210110)

### これまでの暴力団対策

警察

VS

暴力団

### これからの暴力団対策

社会全体

事業者 市民 警察

VS

暴力団

## 条例の主な内容

### ★公共施設から排除！

利用を許可せず、既に許可を受けている場合は取り消します。

### ★祭礼などから排除！

祭り、花火大会、イベントなどの行事で、暴力団を利用したり、暴力団員を運営・運行に参加させたりすることが禁止されます。(例：神輿や太鼓台のかき夫としての参加、露天の出店、ポスター販売への関与など)

### ★市の事務・事業から排除！

入札に参加させないほか、物品等の購入や売却など、全ての事務・事業から暴力団を排除します。

### ★排除活動を支援！

情報提供や広報啓発活動を行います。市民が暴力団排除活動に取り組んだことで、危害を加えられる恐れがある場合は、警察による保護措置を含め、市民の安全を確保します。

### ★利益供与の禁止！

用心棒代やトラブル解決の見返りとして暴力団にお金を渡すこと、暴力団から門松や書籍を購入すること、暴力団員を雇用することなどが禁止されます。

- 三  
ない  
運  
動
- ①暴力団を恐れない
  - ②暴力団に資金を提供しない
  - ③暴力団を利用しない